

～産業廃棄物処理業者の優良化の促進～

改正概要

事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者について、**許可の有効期間(現行は一律5年)を7年とする。**

- ・ 原則として許可更新と同時に申請を行う。ただし、既に継続して5年以上許可を受けている場合は、現在の許可の有効期間満了日までは、任意のタイミングで申請可能。
- ・ 申請時には、優良基準に適合することを証する書類を添付書類として提出する。
- ・ 都道府県知事は優良基準に適合すると認める場合、優良マークの許可証を交付する。
- ・ 優良基準は、以下のとおり。
 - 従前の許可の有効期間において、事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと。
 - 法人に関する情報、事業計画の概要、施設及び処理の状況などをインターネットで公開し、一定頻度で更新していること。
 - ISO14001やエコアクション21等による認証を受けていること。
 - 電子マニフェストの利用が可能であること。
 - 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税等を滞納していないこと等、財務体質が健全であること。

効果

- 優良な処理業者は、許可更新に要する事務負担が軽減される。
特に広域的に事業展開する処理業者にとっては大きなインセンティブとなる。
- より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

排出事業者が安心して委託できる優良な処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

優良産廃処理業者の認定基準（優良基準）

＜優良性評価制度の基準からの変更点＞

評価基準から**許可基準**に変わり、基準も高度化される。

基準	変更の有無
① 遵法性	変更なし
② 業の実績	変更なし
③ 環境配慮の取組	変更なし
④ 情報公開	新公開項目の追加 <u>※ 公開期間は半年間</u>
⑤ 電子マニフェスト利用可能	新基準
⑥ 財務体質の健全性	新基準

優良産廃処理業者の許可証

様式第七号の二(第十四条の二関係)

許可番号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

産業物の処理及び搬送に関する法律 第十四条 第一項
第十四条の二第一項 の許可を受けた者であることを認める。

都道府県知事
(市長)

印

許可の年月日 年 月 日
許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に不適合な産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び管理並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に不適合な産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上及び積み上げることができる高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況
年 月 日 (内 容)
5. 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、名称及び許可番号を記載すること。)
名称 許可番号
6. 規則第十四条の二第五項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

顧客へ
「優良」
をPR

制度移行にあたっての経過措置

- ◆平成23年4月1日時点で5年以上許可を受けている場合は、その許可の有効期間満了日まで**随時に申請**できる。**(優良確認)**

(改正施行令附則第5条)

- ◆平成23年3月31日までに現行制度の基準により情報公開した期間は、新制度の基準により**情報公開した期間として算入**できる。

(改正省令附則第5条～第8条)

情報公開の状況と申請時期

	H22.9	H22.10	H23.4
		現行制度 ←	→ 新制度スタート
現行制度で6カ月以上、情報公開している場合		<p>現行制度で6カ月以上の情報公開</p>	<p>◎新制度の基準を4/1に満たしていれば、直ちに新制度での申請が可能</p>
現行制度での情報公開が0カ月以上6カ月未満の場合		<p>6カ月以上</p>	<p>◎新制度の基準を4/1以降満たしていれば、情報公表開始から6カ月後以降、新制度での申請が可能</p>
新制度施行以後に情報を公開する場合			<p>6カ月以上</p> <p>◎新制度の新基準を満たし、6カ月以上情報公表すれば、新制度での申請が可能</p>

優良基準適合確認申請書

附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係）

優良基準適合確認申請書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長)	殿
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号） 附則第5条第1項 附則第5条第2項において準用する同条第1項 附則第5条第3項において準用する同条第1項 附則第5条第4項において準用する同条第1項 の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 の 許 可 番 号	第 号
許 可 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日	年 月 日
収 集 運 搬 業 ・ 処 分 業 の 区 分	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)